

特許請求の範囲の第 X 項は拒絶されるべきである。

特許請求の範囲の第 X 項は許可されるべきである。

~~特許請求の範囲の第 X 項は拒絶されるべきである。~~

特許請求の範囲の第 X 項は許可されるべきである。

特許請求の範囲の第 X 項は拒絶されるべきである。

特許請求の範囲の第 X 項は許可されるべきである。

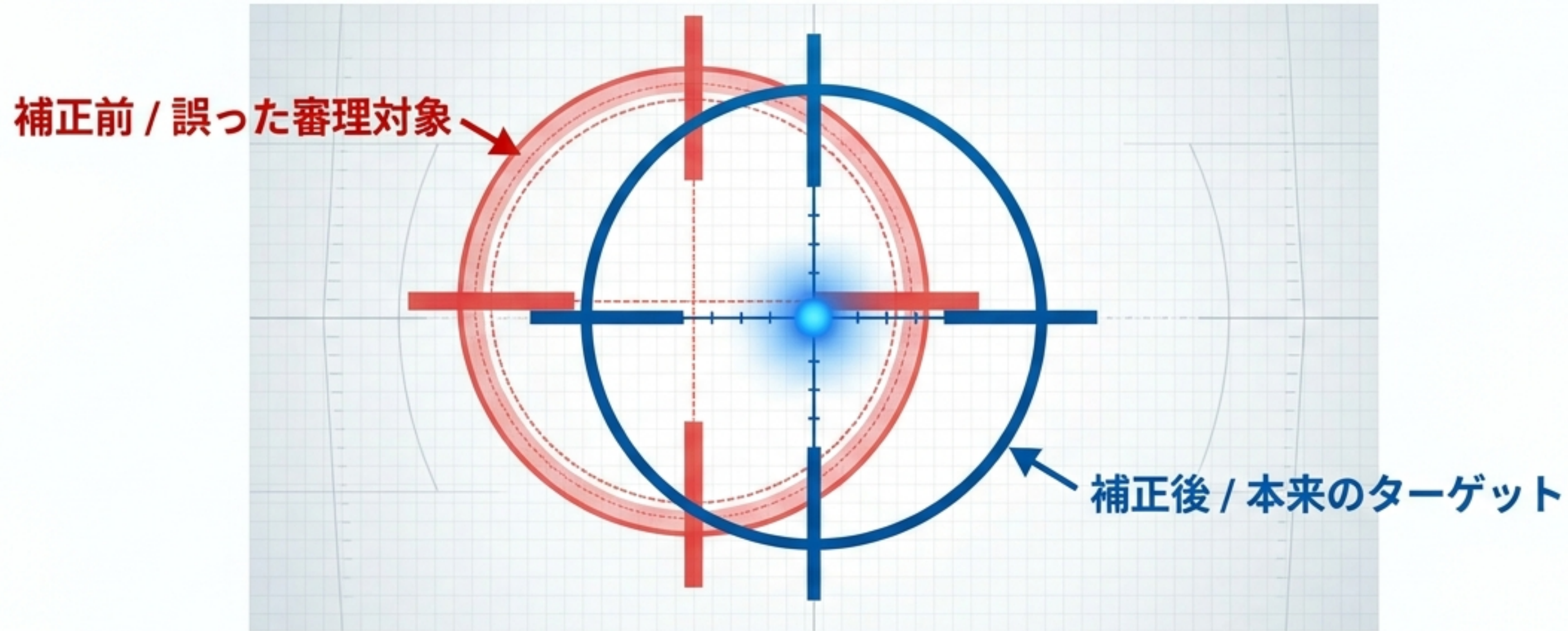
特許請求クレームを審理解されるべきである。

補正前クレームを審理対象とした拒絶審決の取消し

知財高裁令和8年9月9日判決(令和8年行ケ10016号)の解剖と実務的教訓

THE ANATOMY OF AN ERROR TO STRATEGIC IMPERATIVE

The Disconnect: 致命的な「照準のズレ」



1. 核心 (The Core)

単なる誤記ではなく「審理対象の同一性」の喪失。補正前の古い文言（赤）を基準に実体判断を行った手続上の瑕疵により審決取消し。

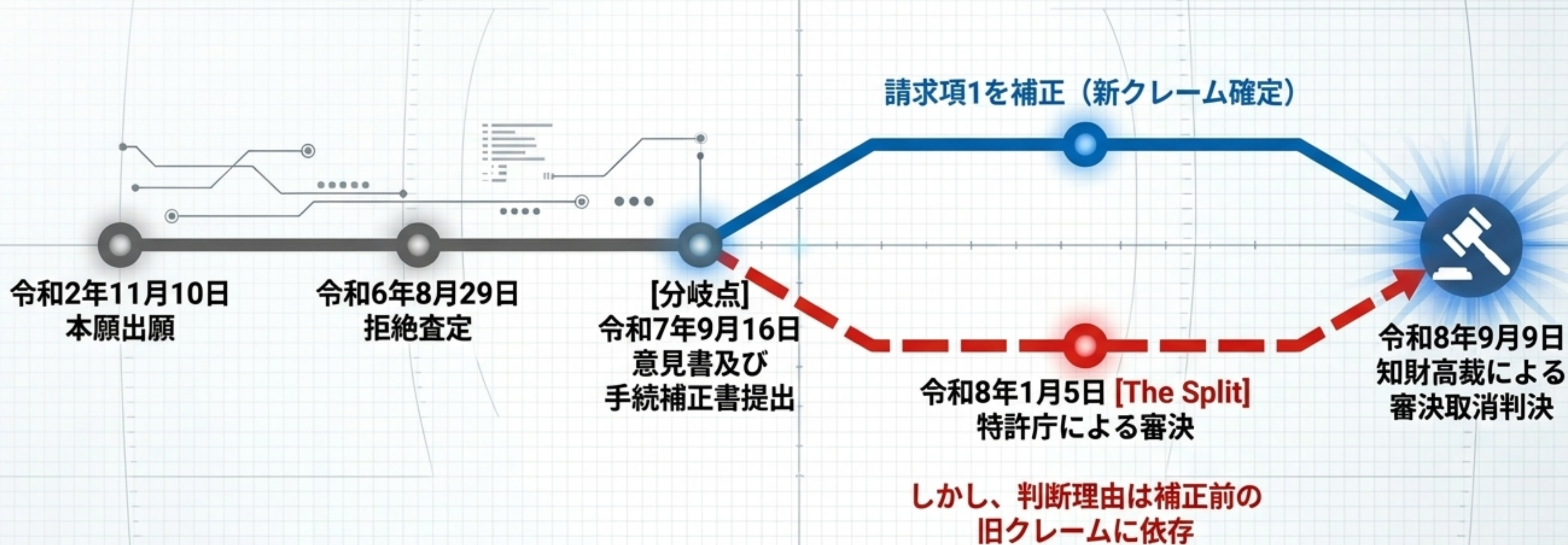
2. 法理 (The Philosophy)

特許庁の「結論は同じ（無害な誤り）」という抗弁を却下。特許庁の第一次的・専門的判断を重視するマクロな制度構造（メリヤス編機事件の系譜）に立脚。

3. 実務 (The Action)

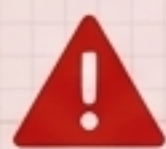
判決確定＝特許査定ではない。出願人には最終クレーム版との厳密な「クロス・バージョン監査」が、特許庁にはシステムの差分検出が求められる。

事案のタイムラインと分岐点



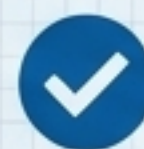
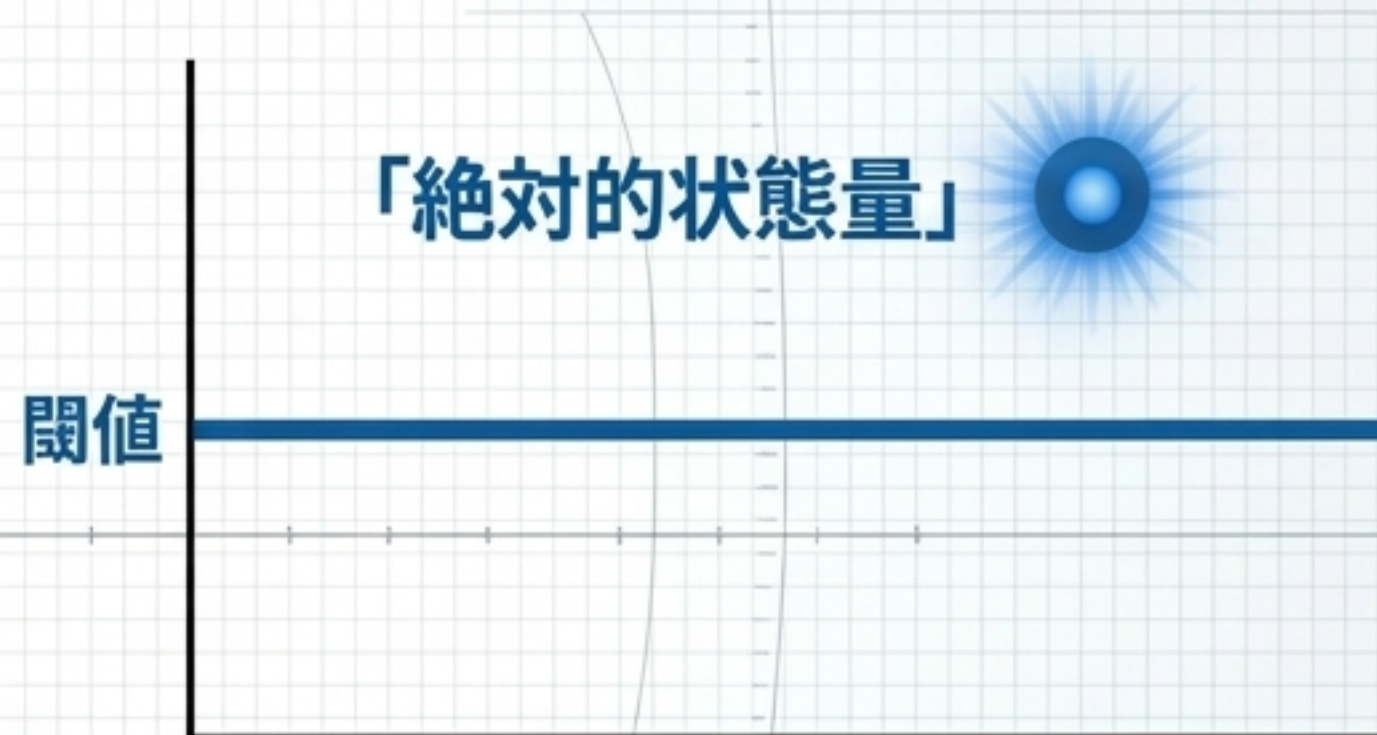
補正の技術的実質：相対値から絶対値へ

補正前（旧クレーム）



判定対象：軸受停止時に対する動作温度上昇値
成立要件：摩擦熱の低減効果のみで判定可能

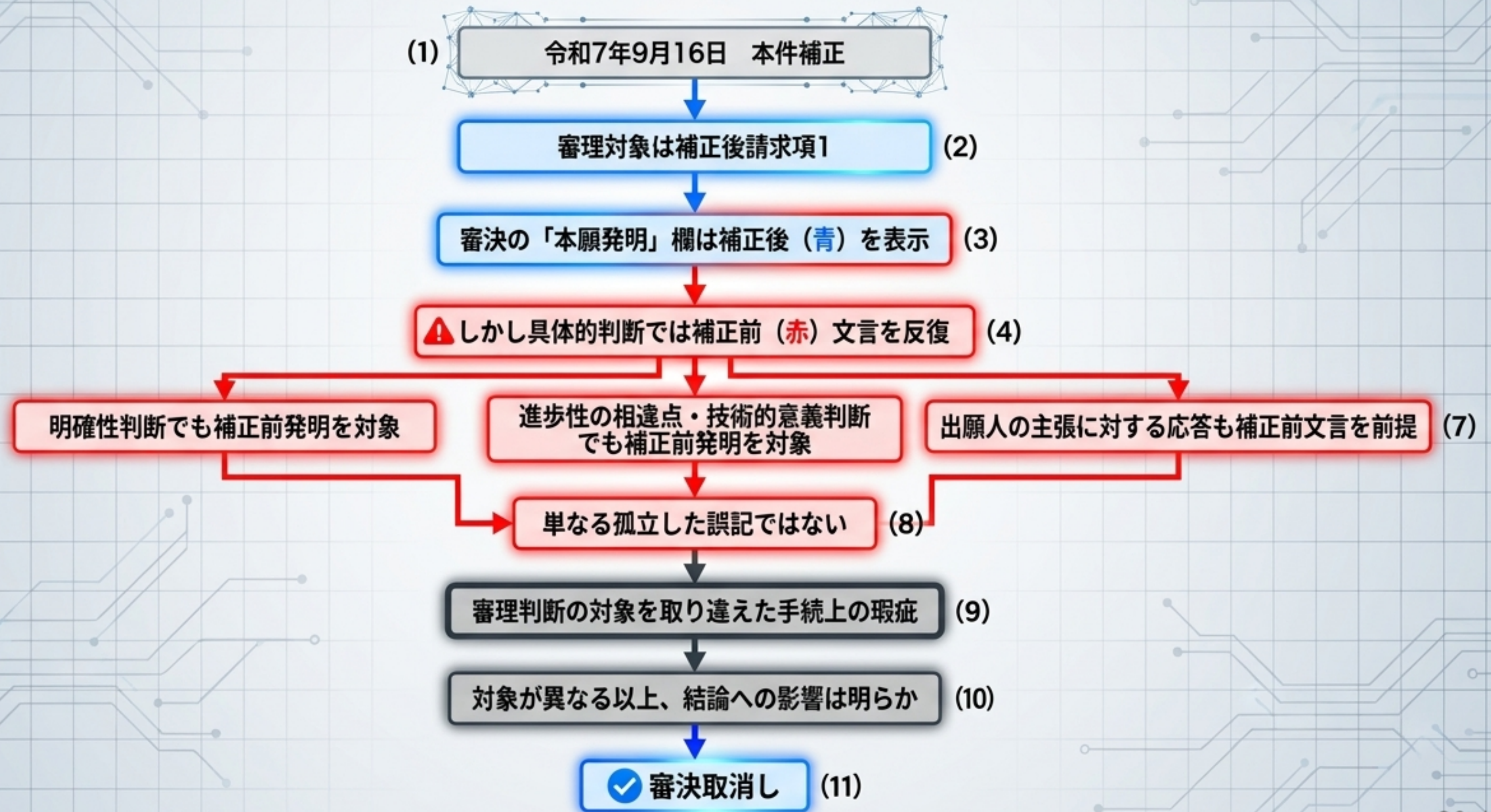
補正後（新クレーム）



判定対象：軸受動作時の温度
成立要件：運転条件、初期温度、材料特性などの総合的状态が影響

Insight: 文言上の判定対象が根本的に異なるため、旧クレームでの作用効果認定を新クレームへ単純移植することはできない。

瑕疵の解剖：論理ツリーへのカスケード感染



「無害な誤り (Harmless Error)」の抗弁と排斥

特許庁の主張 (行政庁の論理)

“「誤記があっても
結論は変わらない」”

- ⚠ 明確性の問題点 (構成AとBの関係) や、進歩性の中心課題 (引用文献の適用) は補正前後で共通している。
- ⚠ ゆえに、単なる「無害な瑕疵」である。

裁判所の判断 (司法の論理)

“「対象が異なる以上、
結論への影響は明らか」”

- ✓ 審判合議体が判断した「発明 (赤)」と、本来判断すべき「発明 (青)」が根本的に異なる。
- ✓ 理由付けの一部修正では済まされない構造的欠陥。

制度構造の原則：第一次的判断権の不可侵性

裁判所

(Secondary/Legal Review)



特許庁

(Primary/Technical Judgment)

メリヤス編機事件 (昭51・3・10) の法理：

専門的知識を有する特許庁による
先行審理（第一次的判断）が、審決
取消訴訟の制度構造の基礎である。

代替判断の禁止：

たとえ「新クレームでも結局は拒絶
される」と裁判所が推測できても、
裁判所が特許庁を飛び越えて自ら
特許性を第一次的に判断することは
許されない。

先行判例とのマッピング：司法のスタンス

メリヤス編機事件（昭51）	大径角形鋼管事件（平11）	令和8年7月8日 知財高裁判決
事案の骨子	事案の骨子	事案の骨子
審判で判断されなかった公知事実による無効理由の追加を制限。	訂正後発明について、裁判所が第一次的に特許性を審理せず、特許庁へ差し戻し。	査定段階と審決段階で「吸収剤」の認定対象が変化。
本判決との関係性	本判決との関係性	本判決との関係性
専門庁の第一次的判断を重視する基本原則。	本件の「結論は同じ」論を排斥する強力な基礎。	具体的な審理対象のズレを「手続違背」と認定。

司法のトレンド：形式的な「同じ条文・同じ結論」よりも、審理が対象とした「具体的発明の同一性」を極めて重く見ている。

取消事由の境界線はどこにあるか？

無害な誤植

1

単純なコピペミス。
文脈から明らかな誤記。
実体判断への影響なし。
(取消事由とならない)

グレーゾーン - 今後の争点

2

誤引用は旧文言だが、実
際の技術的評価は新文
言で行われていた場合。
または、変更部分が争点
と無関係な場合。

本件: 致命的瑕疵

3

誤記が「明確性」「進歩性」
などの推論過程全体・複数
箇所へ浸透。
審理対象自体の取り違い。
(取消事由となる)

Key Insight: 誤記の「量」ではなく、論理構造への「浸透度 (Depth of Infiltration)」が境界を決める。

「差戻し」の真の意味：ステータスのリセット



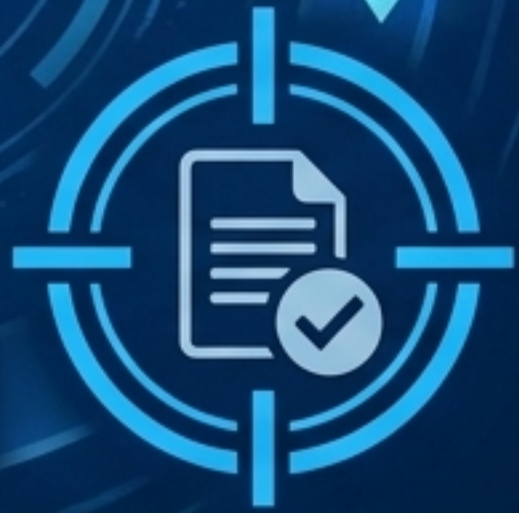
誤解：判決確定＝特許査定、ではない。
実体要件（進歩性等）について原告勝訴が確定したわけではない。



裁判所
(Courthouse)



特許庁
(Patent Office)



補正後請求項1
(正しい審理対象)



真実 (特許法181条2項)：
審判官による「再審理」の開始。

回復される地位：正しい発明（補正後請求項1）について、審判合議体による真っ更な「第一次判断」を受ける正当な権利を取り戻すこと。

出願人・代理人の実務対策：The Redline Audit

審決受領時、実体論に踏み込む前に必ず以下を「クロス・バージョン監査」すること：

- ☐ 1. 審決時点の最終請求項の確認
- ☐ 2. 審決冒頭の「本願発明」欄の記載
- ☐ 3. 各拒絶理由の具体的判断における引用文言
- ☐ 4. 引用発明との一致点・相違点の認定内容
- ☐ 5. 出願人の意見書・主張に対する応答文脈



Warning: 請求項全文でなくとも、一部の旧文言残存が推論に及んでいれば独立した取消事由になり得る。



訴訟戦略：「単なる誤記」論をいかに突破するか



避けるべき主張（量の戦い）



「旧クレームが5箇所も残っているため違法である」

特許庁に「単なるコピペミス」と反論されやすい。



推奨される立証（構造の戦い）



誤記の量ではなく、判断構造への浸透度をマッピングする。

- ✓ 発明の要旨認定に影響しているか？
- ✓ 相違点認定のロジックの前提となっているか？
- ✓ 作用効果の評価を根本から変質させていないか？

（本判決が複数箇所の記載を逐一検討した手法を模倣する）

特許庁側の予防策：システム・アーキテクチャへの実装

本件の瑕疵は、法的権限の欠缺ではなく運用上のエラー。
法改正よりも、システムの・運用的な品質管理（QA）で予防すべき領域。

1. 最終クレーム・スナップショットの固定



審決起案開始時に、対象となるバージョンをシステム上で強制ロック。

2. 差分検出 (Diff) アルゴリズム



審決中の引用文言と最新クレーム版を自動照合。

3. 警告アラート

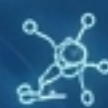


最終請求項以外の古い文言が参照・タイピングされた場合に警告を出すUIの実装。

総括：砂上の楼閣



前提の絶対性：「何が審理対象か」の確定は、すべての特許要件判断の前提である。



ディテールの無力化：対象を誤った判断は、後続する実体論（明確性や進歩性のロジック）がどれほど詳細かつ精緻であっても、決して「正しい審決」にはならない。



制度への信頼：補正後発明に対する、「特許庁の第一次判断」を厳格に要求することは、特許制度全体の信頼性と役割分担を守る要石である。

References

- 知財高裁令和8年9月9日判決・令和8年（行ケ）第10016号、審決取消請求事件
- 最高裁大法廷昭和51年3月10日判決（メリヤス編機事件）
- 最高裁第三小法廷平成11年3月9日判決（大径角形鋼管事件）
- 知財高裁令和8年7月8日判決（二酸化炭素を電気化学還元する方法事件）
- 特許庁『特許・実用新案審査基準』第I部第2章「審査の手順」
- 森義之「審決取消訴訟の審理範囲〔メリヤス編機〕」『特許判例百選〔第6版〕』